

英国の信託登録制度 (Trust Registration Service) の概要

— 「民事信託」 実務の諸問題(11) —

金 森 健 一

- はじめに
- 1 概要
- 2 登録の対象となる信託
- 3 登録
- 4 登録情報の活用
- 5 受託者による情報保持義務
- 6 罰則
- まとめに代えて

はじめに

本稿は、英国で実施されている信託登録制度 (Trust Registration Service (TRS)) の概要を紹介するものである。

英国は、FATF の第 4 次相互審査において、合格水準とされる通常フォローアップ国とされ¹⁾、その取組みは日本におけるマネロンダリング・テロ資金供与・拡散金融リスク (以下「マネロンリスク」と呼ぶ。) 対策を如何に進めていくかについて大いに参考にするべきものと思われる。一方、信託は、委託者がその財産を権利ごと受託者に移転し、受託者が権利者 (所有者) として、その背後にいる受益者のために取引を行うものであり、必然的に「隠す」要素が内在する。そのことが信託に対するマネロンリスク管理上の警戒感を高め、その警戒感が過剰な制約・規制に結び付かないかが強く懸念される。そこで、民事信託を含めた日本の信託のマネロンリスクの管理の在り方についてより広

1) 高橋良輔編著『マネロン・テロ資金供与対策の理論と実務』(金融財政事情研究会、2022年) 44頁。

く議論されることを期待して、TRS の概要²⁾を紹介することとした³⁾。

1 概要

TRS は、一定の明示信託又は課税対象となる信託について受託者に対しその信託に関する情報を、その不履行に対し一定のサンクションをもって登録及び更新させ、その登録情報を法執行機関が利用するほか、一定の者に対しその情報を開示し、また、その登録内容を記載した証明書を発行し、信託と取引を行う一定の者に対しその証明書の内容の確認義務を課すとともに、証明書の内容とその信託の現況が一致しない場合に当該一定の者に報告義務を課すことにより、マネーロンダリング又はテロ資金供与のリスクの低減を図るためのインフラとなるものである。

2 登録の対象となる信託

(1)登録義務者

次のア又はイのいずれかに該当する信託の受託者は、TRS に信託を登録し、HMRC (Her Majesty's Revenue and Customs (英国歳入関税庁)) に対し信託に関する特定の情報を提供しなければならない⁴⁾。また、ア又はイのいずれ

2) 本稿は、専ら Trust Registration Service Manual (以下「TRSM」という。) (<https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/trust-registration-service-manual>) の記載に従った。同ウェブサイトへの最終アクセスは、2022年10月9日である(ただし、TRSM23010 ないし TRSM23160 及び TRSM25010 ないし TRSM27030 は、2022年12月31日である)。

3) TRS については、弁護士の中崎隆先生からご教示いただき、これに触れる機会を得た。筆者は、中崎先生が主宰されるマネロン対策に関する研究会にて、民事信託とマネロンリスク対応について報告する機会を得たものの(2022年10月5日)、極めて不十分な報告となってしまった。本稿は、その報告の穴を埋めるための試みでもある。中崎先生には、この場を借りて謝意を表したい。

4) TRSM21010. 登録要件は、Regulation 42,45 and 45ZA of Money Laundering, Terrorist Financing and Transfer of Funds (Information on the Payer) Regulations 2017 に定められている。同法では登録を要する信託は「関連信託(relevant trusts)」と呼ばれる。関連信託は、以下のように定義されている。

①明示信託である英国信託、②英国明示信託以外の信託であって、①英国の源泉から収入を得るか、②英国に資産を有し、その資産について一定の納税義務があるもの、又は③明示信託であって、除外信託に該当せず、受託者が①英国の土地から

であるかにより、登録要件と登録を要する情報は異なる⁵⁾。

ア 登録可能な明示信託である場合

英国明示信託 (UK express trusts)⁶⁾ の全て及び英国明示信託以外の信託 (non-UK express trusts)⁷⁾ の一部は、「除外明示信託 (excluded express trust)」に該当しない限り、登録義務がある⁸⁾。これに対し、非明示信託 (non-express trusts) は、登録義務が無い。ただし、次のイに該当するときは登録義務がある。

明示信託 (express trusts) とは、委託者により意図的に設定された信託である。法律の適用により生じる黙示的な信託 (implied trusts) や擬制信託 (constructive trusts) と対比される⁹⁾。

イ 登録可能な課税信託である場合

利益を得るか、②受託者のうち少なくとも一人が英国に居住し、かつ EEA (欧州経済地域) の他の加盟国の同等の信託登録簿に登録された信託でない場合であって、関係者 (Relevant Persons) と取引関係 (business relationship) に入るもの (以上、TRSM21040)。なお、上記③の②に関しては、TRSM23150 も参照。

5) なお、信託でない estates も状況次第で登録義務があるとされている (TRSM21010。詳細は、TRSM27010 ないし TRSM27030 を参照)。

6) 次のいずれかに当たる信託は「英国信託 (UK trusts)」となる。①全ての受託者が英国に居住しているとき、又は②受託者の中に英国に居住する者と英国外に居住する者が混在する場合であって、信託設定時又は信託に資金を追加した時に委託者が英国に居住していたとき。なお、法人については、英国法人 (a UK body corporate) であれば、英国居住者と扱われ、個人については、所得税 (income tax)、キャピタルゲイン税 (capital gains tax)、相続税 (inheritance tax)、印紙土地税 (stamp duty land tax)、土地及び建物取引税 (land and buildings transaction tax)、土地取引税 (land transaction tax) 及び印紙準備金税 (stamp duty reserve tax) のいずれか一つ以上について英国居住者であれば、英国居住者として扱われる (TRSM21020, TRSM25030)。

7) 「英国信託以外の信託 (non-UK trusts)」は、次のいずれかの信託である。①全ての受託者が英国外に居住している場合、又は②受託者に英国居住者と非居住者が混在し、信託設定時又は信託に資金を追加した時に委託者が英国外に居住していた場合 (TRSM21020)。

8) TRSM21010。

9) TRSM21030。法定信託 (a statutory trust) は、明示信託ではないため登録可能な明示信託としての登録要件を欠くが、課税信託としての要件を充足するときは、そのための登録を要する (TRSM26040)。

登録可能な明示信託（上記ア）に当たらない場合であっても、英国の課税に対し責任を負う、英国信託と英国信託以外の信託（UK and non-UK trusts）は、登録義務がある¹⁰⁾。

この場合に登録が必要になるのは、①信託が「relevant trust¹¹⁾」に該当し、②特定の年度に英国の課税に対し責任を負う場合である¹²⁾。

(2)登録免除

マネーロンダリング又はテロ資金供与のリスクが低いとみなされる信託¹³⁾は、登録を要しない。もっとも、英国の課税対象となる信託は登録を要する¹⁴⁾。

(3)例示¹⁵⁾

TRSMに例示列举される信託等について、それらの TRS への登録の要否は、以下のとおりである。

ア Bare Trust

明示信託であるときは、基本的に登録を免れることはできない。もっとも、英国の納税義務は受託者ではなく受益者が負担するため、課税対象として登録する必要はない¹⁶⁾。

10) TRSM21010.

11) 次のいずれかがこれに該当する。①英国の明示信託、②英国の源泉所得を受け取ったり、英国で資産を保有したりした結果として英国の課税対象となる英国信託以外の信託、又は③英国信託以外の信託で一人以上の受託者が英国居住者であり若しくは受託者が英国の関係者（relevant person）と取引関係を結んでいる又は受託者が英国の土地（land）又は不動産（property）を取得するとき（TRSM25020）。

12) TRSM25020.

13) Sch3A of The Money Laundering, Terrorist Financing and Transfer of Funds (Information on the Payer) Regulations 2017 による（TRSM23010）。

14) TRSM23010.

15) TRSM10030. 本文に掲げたもののほか、生命保険の信託（TRSM23030）や英国登録年金制度（UK registered pension schemes）（TRSM23070）、金融市場インフラで発生する信託（Trusts arising in finance markets infrastructure）（TRSM23100）、専門サービスや商取引から生じる信託（TRSM23110）、歴史的建造物のために承認された維持資金（approved maintenance funds for historic buildings）（TRSM23120）、及び公的機関のために信託（TRSM23130）等は、一定の場合に登録を免除される。

16) TRSM10030.

なお、個人が未成年者（18歳未満）や精神的能力（mental capacity）が十分でない者のために銀行に口座を開く場合は、通常、それらの者の利益のために信託（Bare Trust）が設定されることになる。この場合は、明示信託としての登録を要しないことになる¹⁷⁾。

イ Bereaved minor trust and 18-to-25 trust

明示信託であることを理由とした登録は要しないが、英国の納税義務があるときは課税対象として登録する必要がある¹⁸⁾。

未成年者遺族のための信託（Bereaved minor trust）は、1984年相続税法第71A条（section 71A of the Inheritance Tax Act 1984）の要件を満たせば、登録を免除される。ここでの未成年者遺族とは、少なくとも一人の親又は継親を亡くした18歳未満の者をいう。この信託は、亡くなった親の遺言や刑事傷害補償制度（the Criminal Injuries Compensation Scheme）等により設定される¹⁹⁾。

18歳から25歳の信託（18-to-25 trust）は、1984年相続税法第71D条（section 71D of the Inheritance Tax Act 1984）の要件を充足すると、明示信託としての登録を免れる²⁰⁾。

なお、未成年者保護のために、遺言がない場合に²¹⁾ 遺言規則（the intestacy）に従い信託が設定されることがある。これは、法律により設定された法定信託であるため、明示信託としての登録は要しない²²⁾。

ウ Blind trust

登録を免れることはできない。もっとも、通常、裁量信託として構成されるため、裁量信託（Discretionary trust）の場合に従うことになる²³⁾。

エ Charitable trust

登録する必要はない²⁴⁾。慈善団体が慈善委員会（the Charities Commission）

17) TRSM23160.

18) TRSM10030.

19) TRSM23020.

20) TRSM23020.

21) TRSM23020.

22) TRSM23020.

23) TRSM10030.

24) TRSM10030. 詳細は、TRSM23060を参照。

から慈善団体登録 (a charity registration) を許可されるまでに時間がかかる場合であっても、受託者が真にその登録を望んでいるのであれば、その登録許可が下りるまでの間に、暫定的に TRS に登録することも要しない²⁵⁾。

オ Child Trust Funds

信託ではないため、登録する必要はない²⁶⁾。

カ Disabled person or persons trust

受益者である障害者 (disabled person) が生存中は登録を免除されるため²⁷⁾、明示信託として登録する必要はないものの、英国の納税義務があるときは課税対象として登録する必要がある²⁸⁾。

キ Discretionary trust

登録する必要があるが、信託の条件等によってはいくつかの除外事項がある。ただし、英国の納税義務があるときは、課税対象として登録しなければならない場合がある²⁹⁾。

ク Employee benefit trust (EBT)

基本的に登録を免れるものではない³⁰⁾。

ケ Express trust

登録するべきか否かは、それがどのような種類の信託であるかにより定まる³¹⁾。明示信託でない信託は、登録可能な明示信託として登録する必要はないものの、英国の納税義務があるときは、課税対象として登録する必要がある。

コ Interest in possession trusts and liferent trusts

明示信託であるときは、基本的に登録を要する。遺言により設定されたときは、その遺言者の死亡日から2年間は登録を免れることができる。もっとも、英国の納税義務があるときは、課税対象として登録する必要がある³²⁾。

25) TRSM23060.

26) TRSM10030.

27) TRSM23080. 「disabled person」の定義も同所を参照。

28) TRSM10030.

29) TRSM10030.

30) TRSM10030. これに対し、従業員持株制度信託 (employee share scheme trust) は、法定の要件を満たすことで登録を免除される (TRSM23040)。

31) 立法信託 (legislative trusts) や裁判所の命令により設定される信託 (Trusts imposed by court order) は、登録を免除される (TRSM23140)。

32) TRSM10030.

サ Mixed trusts

複数の種類の信託が組み合わせられ、その一部の信託がマネロン規則に基づいて登録可能な明示信託であるときは、他の部分を含めた全部の信託を登録する必要がある。また、英国の納税義務があるときは、課税対象として登録する必要がある³³⁾。

シ Non-UK resident trusts

基本的には登録を要しないが、英国の土地を取得した場合や英国の企業と取引関係 (a business relationship) に立つ場合には、登録する必要がある。また、英国の納税義務があるときは、課税対象として登録する必要がある³⁴⁾。

ス Pilot trusts

信託財産の額面が 100 ポンド以下で、2020 年 10 月 6 日より前に存在していた信託は、登録を要しない。一方、同日以降に設定された信託又は同日以降に資産が追加され現在 100 ポンド以上を保有している信託は、登録する必要がある。これらにかかわらず、英国の納税義務があるときは、課税対象として登録する必要がある³⁵⁾。

この信託は、額面金額を保持するための信託であり、通常は、将来においてより実質的な財産が追加されるまで、休止状態のままとなる³⁶⁾。

セ Protective trusts

ほとんどの場合は登録する必要がある。英国の納税義務があるときは、課税対象として登録する必要がある³⁷⁾。

ソ Settlor-interested trusts

所有信託 (an interest in possession) であるか裁量信託 (Discretionary trust) であるかなどどのようなタイプの信託であるかにより、登録の要否が定まる。もっとも、この信託から生じる所得は、税務上委託者の所得として扱われ、受託者もその税に対し同時責任 (a concurrent liability) を有するため、英国の納税義務があるときは、課税対象として登録する必要がある³⁸⁾。

33) TRSM10030.

34) TRSM10030.

35) TRSM10030.

36) TRSM23090.

37) TRSM10030.

38) TRSM10030.

タ Statutory trust

明示信託でないため、通常は登録する必要はない。ただし、一意の納税者参照 (Unique Tax Reference, UTR) 番号を取得するために英国の納税義務があるときは、課税対象として登録する必要がある³⁹⁾。

チ Sub-fund settlement

元本についての承継的財産設定 (the principal settlement) が登録され、その受託者とサブファンドについての承継的財産設定 (the sub-fund settlement) の受託者とが同一人であるときは、サブファンドについてのそれを別途登録する必要はない。一方、元本についての承継的財産設定の受託者とサブファンドについてのその受託者とが異なる者であるときは、サブファンドについての承継的財産設定を登録する必要がある⁴⁰⁾。

ツ Unit trusts

許可の有無にかかわらず、登録する必要はない⁴¹⁾。

テ Will trusts

遺言者の死亡日から2年間は登録する必要はない。2年を経過した後に登録する必要があるかどうかは、どのような種類の信託であるかにより異なる。ただし、英国の納税義務があるときは、課税対象として死亡日又は資産が信託に譲渡される日から登録する必要がある⁴²⁾。

たとえば、遺言により信託が設定され、遺言者の死亡後1年以内にその信託財産である不動産が受益者に引き渡され、その遺言者の死後2年間に信託が存続しない場合は、登録を要しない⁴³⁾。

これに対し、その信託が遺言者の死亡日から2年を経過した後もその不動産を信託財産として管理し⁴⁴⁾、その収益を受益者に継続的に給付することになる

39) TRSM10030.

40) TRSM10030.

41) TRSM10030.

42) TRSM10030.

43) TRSM23020.

44) 遺言者の死亡時に存在し、当初信託財産となった不動産を売却し、その代金で別の不動産を購入し、その不動産が信託財産であるときも、信託財産が形を変えたにすぎず、外から追加されたものではないため、遺言者死亡後2年間の登録免除の対象となる (TRSM23020)。

ときは、登録を要する⁴⁵⁾。この場合は、遺言者の死亡日から2年経った日から登録しなければならないこととなる。

また、遺産管理が終了した後に残余の財産を対象とする信託を遺言により設定したときは、その残余の財産が信託財産となった時、つまり遺産管理期間が終了した時から信託が開始するため、登録義務もこの時から生じることになる⁴⁶⁾。

なお、生前に設定した信託に対し、遺言をもって財産を追加する場合は、遺言者の死後2年間の登録免除の対象外である⁴⁷⁾。

3 登録

受託者は、信託に関する一定の事項を TRS に登録する必要があり、また、当該事項について変更が生じたときは、登録内容を更新しなければならない。

(1)登録事項

TRS に登録すべき情報は、信託自体に関する事項 (→ア) 及び信託に関与する人物に関する事項 (→イ) についてのものである。信託が第三国事業体 (a third country entity) に対し支配権 (a controlling interest) を有する場合 (→ウ) 又は英国の納税義務がある場合 (→エ) に限って必要となる情報もある。なお、これらの事項について登録するのに必要な全ての情報を取得するのが困難である場合であっても、受託者はその必要な情報を得るためにあらゆる努力を払うべきこととされている。そのため、受託者は、その情報を取得するために行った手続の記録を保持しなければならない⁴⁸⁾。

ア 信託自体に関する事項⁴⁹⁾

信託自体に関する事項として、次の事項を登録する。

- ①一意の納税者参照 (Unique Taxpayer Reference) の有無とその内容。
- ②信託の名称 (Trust name)。
- ③信託が設定された日付 (The date the trust was created)。

資産が信託に最初に帰属した日付である。遺言による信託の場合は、委

45) TRSM23020.

46) TRSM23020.

47) TRSM23020.

48) TRSM32010.

49) TRSM32020.

託者が死亡した日付である。

- ④受託者の全部又は一部の者が英国に拠点を置いているか否か。受託者のそれぞれの居住地に関する情報。
- ⑤信託が2020年10月6日以降に英国の土地又は財産を取得したか⁵⁰⁾。
- ⑥信託が欧州経済地域 (EEA) の他の国の登録簿に既に記録されているか否か⁵¹⁾。
- ⑦信託が英国でビジネス関係 (a business relationship) を持っているか否か⁵²⁾。

イ 信託に関与する人物に関する事項

以下の者を信託の受益所有者 (beneficial owners) とし、これらの者に関する一定の事項を登録するものとされている⁵³⁾。

(ア) 委託者⁵⁴⁾

a 個人である委託者の場合⁵⁵⁾。

①氏名、②生年月日、③没年月日、④国籍国、⑤居住国及び⑥精神的能力⁵⁶⁾。

なお、生前信託 (an inter-vivos trust) が登録された場合でその後委託者が死亡したときは、その死亡の報告をしたり、登録された委託者の情報を更新し

50) 信託に英国の納税義務があるときは、受託者は土地の詳細を別途提供することを要することがある (TRSM32020)。

51) TRSM32020。

52) この事項は、少なくとも一人の英国居住者の受託者がいる英国信託以外の信託である場合にのみ回答を要する (TRSM32020)。

53) TRSM32010。

54) Deeds of Variation により信託が設定された場合の委託者も登録する必要がある (TRSM32040)。

55) TRSM32040。

56) 受益所有者が精神的能力を欠いている場合は、受益所有者に関する TRS に登録された情報を第三者と共有することができない。そのため、HMRC においてこれが事実であるかを判断することができるようにするために、精神的能力について登録することが求められる。登録された情報は第三者が信託に関する情報へのアクセスを要求した場合にそれを免除するかどうかを検討するためにのみ使用される。登録する義務はないが、精神的能力が欠如している旨の登録が無い限り、精神的能力を保持していると仮定される (TRSM32100)。

たりする必要はない⁵⁷⁾。

b 企業又は組織である委託者の場合

①名称及び②居住国。

(イ) 受託者

a 個人である受託者の場合⁵⁸⁾

①氏名、②生年月日、③主任受託者の連絡先（住所、メールアドレス及び電話番号）、④国籍国、⑤居住国、⑥主任受託者の国民保険番号及び⑦精神的な能力 (Mental capacity)。

b 法人である受託者の場合⁵⁹⁾

①商号又は名称、②一意の納税者参照 (UTR)、③主任受託者の連絡先（住所、メールアドレス及び電話番号）及び④居住国。

(ウ) 受益者

a 個人である受益者の場合

①氏名、②生年月日、③国籍国、④居住国及び⑤精神的な能力。

b 受益者のクラス (Class of beneficiaries) である場合

受益者は、個別に名前が付けられるのではなく、人の地位 (class) として定義されることもある。たとえば、「Xの子」などである⁶⁰⁾。この場合は、受益者のクラスの説明を登録することになる。

なお、有効な信託であるためには受益者のクラスが区別可能 (distinguishable) であることを要する。たとえば、「Mr Silvaの全ての子孫」の利益のために信託を設定することができる。一方、受託者によって受益者が個別に合理的に識別できない場合にのみ、受益者のクラスの一部として登録することが許される。受益者のクラスの全てのメンバーが受託者により個別に識別できるときは、個々の受益者として登録する必要がある⁶¹⁾。

c 慈善団体又は信託である受益者の場合

①慈善団体又は信託の名称及び②居住国。

d 会社又は雇用に関連する受益者の場合

57) TRSM32040.

58) TRSM32030.

59) TRSM32030.

60) TRSM32050.

61) TRSM32050.

①商号又は事業名、②居住国及び③受益者の説明。

たとえば、「X Ltdの現在の従業員とその家族全員」など、受益者が企業の従業員の特定のクラスである場合がこれに該当する。この場合、受託者はこのクラスの受益者のうち何人の個人がいるかを知る必要がある。これに対し、受益者が氏名で特定される場合、又は個別に識別できる場合（たとえば、取締役）は、個々の受益者として登録する必要がある⁶²⁾。

e その他の受益者の場合

①受益者の説明及び②居住国。

(エ) 信託を支配する個人又は企業⁶³⁾

信託文書 (the trust instrument) 又は法律により以下の権限がある者⁶⁴⁾ は、信託を支配する (control) 者として扱われ、登録の対象となる。

- ・ 信託財産の処分 (dispose of)、前貸し (advance)、貸与 (lend)、投資 (invest)、支払 (pay) 又は利用 (apply)。
- ・ 信託の変更又は終了。
- ・ 受益者の追加又は削除、受益者のクラスへの追加又は削除。
- ・ 受託者の任命若しくは解任又は別の者への信託の支配権限 (control) の付与。
- ・ 委託者、受託者又は受益者の権限の行使に対する指図、同意の保留又は拒否。

a 個人である場合

①氏名、②生年月日、③国籍国、④居住国及び⑤精神的能力。

b 企業である場合

①名称、②一意の納税者参照 (UTR) がある場合はその情報、無い場合は登録住所。

ウ 第三国事業体 (a third country entity⁶⁵⁾) に対し支配権 (a controlling

62) TRSM32050.

63) TRSM32060.

64) 当該権限を単独で行使できる場合、他の者と共同で行使できる場合又は他の者の同意を得て行使できる場合のいずれも含む (TRSM32060)。

65) 第三国事業体 (A third country entity) とは、英国又はEEA以外の国若しくは地域の法律に準拠し、その法律に基づく法人である、会社などの法人、パートナーシップ又はその他の団体をいう (TRSM32070)。

interest⁶⁶⁾) を保有している場合の登録事項

①その事業体の名称、②住所、③準拠法、④その事業体での信託による所有又は支配が始まった日⁶⁷⁾。

エ 英国の納税義務のある信託である場合に追加で必要になる情報⁶⁸⁾

(ア) 信託自体に関する情報

①その信託を管理する国 (The country of general administration of the trust) 並びに②所得税及びキャピタルゲイン課税に対する責任の内容。

(イ) 信託が保有する資産に関する情報⁶⁹⁾

信託財産の種類別に於いて、登録すべき情報は以下のように異なる。

a 金銭

登録時の合計金額を登録する。時間の経過とともに信託に金銭が追加される時はこれらも加える⁷⁰⁾。

b 財産又は土地

①住所、②名称又は説明、③登録時の推定価格及び④全てを所有していない場合はその一部の推定価格。これらは、受託者が直接所有するもののみを報告する⁷¹⁾。

c 株式

①発行会社名、②株式数、③株式の種類及び④登録日における株式の概算価値⁷²⁾。

66) 支配権 (a controlling interest) とは、受託者が①直接的又は間接的に、第三国事業体の株式の 50% 以上、②直接的又は間接的に、第三国事業体の議決権の 50% 以上、③直接的又は間接的に、第三国事業体の取締役会の過半数の取締役を任命し又は解任する権利、又は④第三国事業体に対し重大な影響を与え若しくは支配する権利のいずれかを有する場合をいう (TRSM32070)。

67) TRSM32070.

68) TRSM32080.

69) 最初に登録する際に提供すれば足り、時間の経過とともに価値が変動しても更新する必要はなく、必要に応じて、年次納税申告書の一部として詳細を提供することになる。また、正式な評価が行われることまで求められないものの、専門的な義務に従い行動する受託者が資産の市場価値を適切に見積もることが期待されている (TRSM32090)。

70) TRSM32090.

71) TRSM32090.

72) TRSM32090.

d 事業

①事業名、②事業内容、③住所及び④登録日における推定価値。

e パートナーシップ⁷³⁾

①名称、②説明及び③開始日。

f その他の資産 (自動車、宝飾品、美術品等⁷⁴⁾)

①資産の説明及び②登録時点での資産のおおよその価値。

(ウ) 受益所有者に関する情報⁷⁵⁾

その者が個人である場合は国民保険番号 (National Insurance number)、組織である場合は一意の納税者参照 (Unique Taxpayer Reference)、これらが提供できない場合は住所、住所が英国でない場合はパスポート又は身分証明書 (identification card) の詳細。

(2)登録期限・更新期限

ア 登録期限

登録期限は、信託の種類により異なる。

(ア) 非課税信託 (Non-taxable trusts)

2020年10月6日以降に存在していたもの⁷⁶⁾は、登録可能になってから90日以内又は2022年9月1日以前のどちらか遅い方までに登録する必要がある⁷⁷⁾。

2022年9月1日の直前の90日以内に設定された場合、又は登録可能になった場合は、信託は設定日から90日以内に登録する必要がある⁷⁸⁾。

(イ) 課税信託で2021年4月6日以降に設定されたもの

受託者が納税義務を負うようになる90日以内又は2022年9月1日以前のいずれか遅い方までに登録する必要がある⁷⁹⁾。

73) TRSM32090.

74) TRSM32090.

75) TRSM32080.

76) 2020年10月6日以降に存在していたがその後停止した信託を含む。受託者は、その信託を登録し、その後直ちに記録を閉じて、信託が停止した事実を記録することが求められる (TRSM40010)。

77) TRSM40010.

78) TRSM40010.

79) TRSM40010.

(ウ) 課税信託で2021年4月6日以前に設定されたもの

英国の課税に対する責任を負っていた課税年度の終了後、1月31日(場合によっては10月5日)までに登録する必要がある⁸⁰⁾。

イ 更新期限

登録情報に変更があったときは最新の情報に保つために登録内容を更新しなければならないが、その期限は、信託の種類により異なる。

(ア) 非課税信託

受託者が変更があったことに気づいた日から90日以内に更新しなければならない⁸¹⁾。

(イ) 課税信託

納税義務が発生する各課税年度の終了後の1月31日までに、信託が最新のものであることを宣言する必要がある。その宣言を行う際に、受託者は、要求される追加情報に対する全ての変更内容が記録されていることを確認する必要がある。残りの情報は、変更が生じたことに受託者が気づいた日から90日以内に更新しなければならない⁸²⁾。

(3)保存期間

登録が更新されると、履歴情報は10年間保持される。信託が閉鎖されると(信託が存在しなくなった場合又は登録する必要がなくなった場合⁸³⁾)、その後10年間は保持される⁸⁴⁾。保存期間が過ぎた情報は開示することはできない⁸⁵⁾。

4 登録情報の活用

TRSに登録された情報は、一定の者が直接それにアクセスすることを許容しマネロン対策等に利用されるか、登録情報の証明書(TRS証明書)を発行し、それを一定の者に確認させ、その記載内容と現実の情報とに不一致がある場合に報告(不一致報告)させるという、大きく分けて二つの態様により用いられる。

(1)登録情報へのアクセス—Trust Data Requests

80) TRSM40010.

81) TRSM40010.

82) TRSM40010.

83) TRSM60050.

84) TRSM32110.

85) TRSM60050.

ア 登録情報にアクセス可能な場合

登録情報にアクセスするための法的根拠は、the Money Laundering, Terrorist Financing and Transfer of Funds(Information on the Payer) Regulations 2017 (2020年改正) の、とくに規則 45ZB である⁸⁶⁾。

開示請求は、①「正当な利益」があることによる場合と、②信託がオフショア会社等に支配権を有する場合のいずれかの場合にすることができる⁸⁷⁾。

(ア)「正当な利益」があることによる場合 (legitimate interest Trust Data Requests)

開示請求者 (Requesters) は、HMRC に対し、アクセスを求める登録情報に自己が「正当な利益 (legitimate interest)」を有していることを示さなければならない。これは、マネーロンダリング又はテロ資金供与の調査に関与していることを示したり、マネーロンダリング又はテロ資金供与が疑われる事例を特定するための調査をさらに進めるために情報を求めていることを示したりすることになる⁸⁸⁾。

開示請求者は、信託がマネーロンダリング又はテロ資金供与に関与している可能性があると考えた理由を客観的に説明できる合理的な根拠を提供しなければならない⁸⁹⁾。

(イ) 信託がオフショア会社等に支配権を有する場合 (offshore company Trust Data Requests)

開示請求者は、信託がオフショア会社 (offshore company) 又は、英国若しくは EEA 事業体でない他の事業体に対し支配権を有する場合に、登録情報にアクセスすることができる⁹⁰⁾。信託がオフショア会社等に対し支配権を有する場合とは、その株式又は議決権の 50% 以上を有している場合である⁹¹⁾。

HMRC は、登録情報を確認し、開示請求の対象である信託がオフショア会社又はその他の事業体に対する支配権を有しているかどうかを確定する。このとき、HMRC は、関連する情報 (relevant information) を開示しなければなら

86) TRSM60010.

87) TRSM60020.

88) TRSM60020.

89) TRSM60020.

90) TRSM60020.

91) TRSM60020.

らない。信託がオフショア会社等に支配権を有することを理由とする開示請求ができるのは、特定のマネーロンダリング又はテロ資金供与の事例に限定されない⁹²⁾。

イ 登録情報開示請求

(ア) 請求手続

登録情報の開示請求は、「make a data request about a trust」のフォームからオンラインにて送信することを要し、他の方法で送信されたものは受け付けられない⁹³⁾。

請求に係る信託の登録情報 (A Trust Data Request) は、開示請求により提供された情報から HMRC が識別することのできる特定の信託についてのものであることを要し、一括請求 (bulk requests) や他の法人に関する請求は受け付けられない⁹⁴⁾。

受託者に対しては、自らが引き受けている信託について開示請求がなされたことは通知されない⁹⁵⁾。

開示請求をするにあたっては、HMRC が開示請求者と請求に係る信託を特定するのに十分な情報が提供されなければならない⁹⁶⁾。開示請求者に関する情報は、その氏名、住所、電話番号又はメールアドレス、そして組織の場合にはその詳細と住所である⁹⁷⁾。また、請求に係る信託に関する情報は、HMRC が対象となる信託を合理的な確実性をもって識別することができるだけの広範なものであることを要し、信託の名称や信託内の個人又は組織が含まれる場合がある⁹⁸⁾。

開示請求が「正当な利益」があることによる場合 (Trust Data Requests for legitimate interest) は、開示請求者が「正当な利益」の基準を満たしていることを証明するために、できるだけ多くの情報を提供する必要がある⁹⁹⁾。こ

92) TRSM60020.

93) TRSM60030.

94) TRSM60030.

95) TRSM60030.

96) TRSM60030.

97) TRSM60030.

98) TRSM60030.

99) TRSM60030.

の場合、請求に係る信託がマネーロンダリング又はテロ資金供与に確実に関与していることを示す必要はなく、その可能性を疑う理由等を説明する必要がある¹⁰⁰⁾。銀行取引明細書、請求書、電子メール等疑いを裏付ける特定の情報を提供しなければならない¹⁰¹⁾。証拠を追加することなく開示請求することはできるが、HMRCが「正当な利益」の有無を判定することができなくなってしまうことになる¹⁰²⁾。

(イ) HMRCによる審査

開示請求者から提供された情報をもとに、登録情報の確認、開示請求の審査、請求に係る登録情報の開示又は不開示（一部不開示を含む）の決定を行う¹⁰³⁾。HMRCは、以下の点について検討する¹⁰⁴⁾。

- ① 請求に係る信託が TRS に登録されているか、確実に識別可能であるかどうか。
- ② 請求に係る信託が開示請求の対象とならないものでないかどうか。
- ③ 信託がオフショア会社等に支配権を有する場合の開示請求については、請求に係る信託がオフショア会社等に対し支配権を有していることを登録情報が示しているかどうか。
- ④ 「正当な利益」があることによる場合の開示請求については、全ての情報を評価し、開示請求者に正当な利益があることが証明されたかどうか。

HMRCは、開示請求者からの情報について、開示請求に係る信託を識別し、開示対象でないものではないことを確認し、その信託がオフショア会社等に対する支配権を有し又は「正当な利益」があるとした場合には、開示請求者に対し登録情報を開示するかどうかを検討する¹⁰⁵⁾。

(ウ) 開示の態様と不服申立て

a 不開示事由

開示請求が開示要件を具備しても、次のいずれかの場合には、一部又は全部

100) TRSM60030.

101) TRSM60030.

102) TRSM60030.

103) TRSM60030.

104) TRSM60030.

105) TRSM60030.

が不開示となる場合がある¹⁰⁶⁾。

- ① 受益所有者が未成年者 (18 歳未満) である場合。
- ② 受益所有者が精神的能力を欠く場合。
- ③ 開示により受益所有者が不相応な (disproportionate) 損害を被るおそれがある場合。たとえば、詐欺、誘拐、恐喝 (blackmail or extortion)、ハラスメント、暴力又は脅迫のおそれである。これらの危険は、情報の開示から直接生じる必要がある。受託者は、この不開示事由に当たる受益所有者がいると考えるときは、HMRC に対し電子メールにより通知する必要がある¹⁰⁷⁾。HMRC は、通知を受けたときは、それを評価し、不開示事由となるリスクかどうかを判断する。そのため、通知しても不開示となることが保証されるわけではない¹⁰⁸⁾。

b HMRC による開示又は不開示

HMRC は、開示請求に対し文書にて応答する。応答の種類は、① 開示請求者が登録情報を利用できるようにするか、又は② 不開示とするかのいずれかである¹⁰⁹⁾。

回答についての法的期限はないが、通常、開示請求の受領から 8 営業週間以内に対応する予定とのことである¹¹⁰⁾。

c 不開示に対する不服申立て

不開示事由に該当することによる不開示に対し、開示請求者は審査請求 (a

106) TRSM60040.

107) TRSM60040. 通知には、① TRS 番号、信託の名称及び主任受託者の氏名、② 危害を被るおそれのある受益所有者の名前や生年月を含む情報、③ 危害の種類。これは、詐欺、誘拐、恐喝 (blackmail or extortion)、ハラスメント、暴力又は脅迫に限定される。④ 受益所有者がその危害に晒されている理由、⑤ その受益所有者の登録情報が開示されることで危害を被るおそれが生じる理由、⑥ 危害のおそれが及ぶ期間の長さ、⑦ 危害のおそれの通知を裏付ける文書がある場合は、その文書。危害のおそれが変化し又は収まったときは、受託者は HMRC に対し通知する必要がある。

108) TRSM60040.

109) TRSM60060. 対象となる信託を識別するための情報が不十分であったことや、請求に係る信託が開示請求の対象とならないものであったことは通知される一方、不開示事由に該当する場合の不開示については、いかなる不開示事由であるかについては明らかにされない。

110) TRSM60060.

review of that decision) をすることができる。この審査請求は、不開示事由の適用に関する (in relation to the application of the exemptions) ものであることを要する。開示請求者は、不開示の通知を受領した後30日以内に「Trust Data Request Review」を求めることができる。HMRCは、これを受けて、不開示を維持するか、開示請求者が登録情報を利用することができるようにするかを回答する¹¹¹⁾。

ウ アクセス可能な登録情報

アクセスすることができるのは、登録可能な明示信託としてTRSに登録されている信託の受益所有者に関する情報のみである¹¹²⁾。

英国の課税に対する責任を負うことのみを理由として登録された信託は、開示請求の対象とならない¹¹³⁾。

開示される情報は、個人である各受益所有者についての、①氏名、②生年月、③居住国、④国籍国、⑤委託者であるか、受託者であるか、受益者であるか、又は他の役割を持っているかの別や、法人である各受益所有者についての、①会社名、②登録事務所又は主たる事務所、③委託者であるか、受託者であるか、受益者であるか、又は他の役割を持っているかの別である。

(2) TRS 証明書の提示要求と不一致報告

関係者 (Relevant Persons) は、信託と取引関係を確立する際に受託者に対し、TRS 証明書を提示するように求め、その情報が最新であることを確認する必要がある¹¹⁴⁾。また、関係者が把握した情報と TRS 証明書に記載された情報との間に一定の不一致があれば、報告すべきものとされている。

ア TRS 証明書の記載内容

TRS 証明書に記載される内容は、次のとおりである¹¹⁵⁾。

① HMRC のロゴ、②信託の名称と住所、③ UTR 又は URN (両方が存在するときは UTR)、④発行日、⑤「この文書は、以下の信託が英国の Trust Registration Service に登録されていることを確認するものです。登録簿に記載されている信託の受益所有者は以下に示すとおりです。」との声明文、⑥信

111) TRSM60070.

112) TRSM60010.

113) TRSM60010.

114) TRSM70010.

115) TRSM70040.

託の詳細 (名称、URN 又は UTR、開始日及び最終更新日)、⑦受益所有者 (委託者、受託者、受益者、プロテクター (protectors) 又は信託を管理するその他の者) に係る氏名、生年月、居住国及び国籍 (個人の場合)、⑧受益者のクラスの場合はその説明。

イ 不一致報告 (Discrepancy reporting)

関係者 (Relevant Persons) は、信託と取引関係 (Business Relationship¹¹⁶⁾) を確立する際に、その信託が TRS に登録され、その情報が最新のものであることを確認する義務を負っている。この義務を履行するために、①その信託が TRS に登録されなければならないものであるときは、受託者に対し最新の TRS 証明書の提出を要求し¹¹⁷⁾、②その証明書に記載された情報と、マネロン規則に基づく職務を遂行する過程で関係者が利用することができるようになった情報との間に重大な不一致 (a material discrepancy¹¹⁸⁾) がないかを確認することになる¹¹⁹⁾。

関係者は、重大な不一致がある場合には、まずは、受託者に対しその不一致

116) Business Relationship は、関係者 (Relevant Persons) と顧客との専門的又は商業的な関係を意味し、①その関係者の業務から生じたものであり、②顧客と接触した時点で関係者において期間の要素 (an element of duration) を有するものと考えられるものである。TRS 証明書の確認が求められる「Establishing a business relationship」には、①それが既存の取引関係であるときは含まれず、②市場開拓のための活動も含まれず、③期間の要素を欠く、一回限りの (one off) 取引も含まれないとされ、いずれも TRS 証明書を取得しての不一致の確認を要しない (TRSM70020)。

117) 受託者は、この要求に対応するために、TRS から TRS 証明書をダウンロードすることができる (TRSM70030)。

118) TRS 証明書にあるべき情報が記載されていない場合、たとえば、受益所有者が記載されていない場合は、重大な不一致と看做される。TRS 証明書が真正なものではなく、何らかの方法で修正 (amend/modify) されたものであると考えられるときは、そのコピーを留め置き、HMRC に不一致報告をするべきとされる (TRSM70030)。その他、登録されるべき信託が TRS に登録されていない場合、受益所有者の国籍等の情報が TRS 証明書に記載されていない場合、公的な通信又は調査を妨げるおそれのある住所の相違がある場合なども重大な不一致とされる (TRSM70050)。一方、軽微な綴りミスやミドルネームの欠落、一般的な略語の使用 (Street の代わりに St. とするなど) は、重大な不一致とは看做されない (TRSM70050)。

119) TRSM70010。

を解消するように求めることができる。また、必要に応じて、取引関係の開始前に、受託者に対し TRS の登録内容を更新するよう求める必要がある。そして、その不一致が解消されないときは、関係者は、HMRC に対しその不一致を報告しなければならない¹²⁰⁾。

関係者は、その不一致が解消されるまで取引関係を停止するかどうかを慎重に判断する必要がある。また、その不一致がマネーロンダリング又はテロ資金供与を隠ぺいすることを意図したものであるときは、不一致報告に加え、疑わしい取引の届出 (Suspicious Activity Report) をすべきとされる¹²¹⁾。

ウ 報告のタイミングと方式

重大な不一致が修正されない、又は信託が TRS に未登録のままであると関係者が考える場合は、できるだけ速やかに HMRC に対しその不一致を報告しなければならない¹²²⁾。

不一致報告は、①信託が TRS に登録されていないが登録されるべきであると考えられる場合¹²³⁾、又は②信託に関する情報が維持され若しくは最新に保たれていないと考える場合¹²⁴⁾ になされることになる。

また、報告者自身の情報も必要となる。たとえば、報告者の名称、会社の詳細、連絡先、報告者又は会社が提供するサービスの内容である。これらは、HMRC がその報告者が報告を法的に義務付けられる関係者 (Relevant Persons) であるかを判断し、より詳細な情報を得るために報告をフォローアップするのに必要だからである¹²⁵⁾。

120) TRSM70010.

121) TRSM70010.

122) TRSM70060.

123) 関係者には信託を登録する必要があるかどうかを判断する要件もなければ、信託が登録を免除されるかどうかを判断する資格もないから、未登録である信託について登録する必要があるかどうかにつき疑問があれば、報告をするべきとされる。一方、その信託について登録する必要がないと関係者が確信した場合は、不一致報告をする必要はない (TRSM70070)。

124) たとえば、特定の受益者につき TRS 上では英国居住者と記録され、現在はアイルランド居住者であるにもかかわらず、その変更が TRS に報告されていない場合 (TRSM70070)。

125) TRSM70070.

報告書には、これに加えて、信託の名称、連絡先、主任受託者、UTR や URN、電子メールアドレスや郵送先住所なども記載する¹²⁶⁾。

報告は、同一の信託ごとに分けて行う必要があり、複数の不一致が同一の信託に関連していれば、同一の不一致報告に含めることができる。一方、同一の不一致報告の中に、複数の異なる信託についての不一致を報告することはできない¹²⁷⁾。

5 受託者による情報保持義務

受託者は、その信託が次のような信託（relevant-trust）であるときは、特定の情報を書面により保持する必要がある¹²⁸⁾。

- ・英国の明示信託
- ・英国の課税に責任を負う英国信託以外の明示信託
- ・英国信託以外の明示信託で、英国の土地の権益を取得するもの
- ・英国信託以外の明示信託であって、その受託者が英国居住者であって英国で「ビジネス関係（Business Relationship）」を結ぶもの

また、この記録保持義務は、TRS に登録する必要があるかどうかとは関係がない。法執行機関が信託にその情報を要求できるようにするための措置だからである¹²⁹⁾。

(1) 保持情報

受託者は、信託の全ての実際（actual）の受益所有者及び潜在的な受益所有者の正確かつ最新の書面による記録を維持することが義務付けられている。記録は、受託者が保持する。受益所有者には、全ての受託者、委託者、受益者又は信託を支配する者が含まれる¹³⁰⁾。保持する必要がある情報は、以下のとおりである。

ア 信託の連絡先の詳細¹³¹⁾

- ①受託者の連絡先住所及び②信託アドバイザー（Advisors to the trust）の

126) TRSM70070.

127) TRSM70070.

128) TRSM50010.

129) TRSM50010.

130) TRSM50020.

131) TRSM50020.

詳細¹³²⁾。

イ 個人である受益所有者の場合

①氏名、②生年月日及び③国民保険番号又は住所¹³³⁾。

ウ 企業である受益所有者の場合

①会社名又は事業名、②一意の納税者参照、③登録事務所又は主たる事務所、
④事業体の法的形態及び⑤その準拠法並びに⑥登記簿の名称及び登録番号¹³⁴⁾。

エ 受益者のクラスがある場合

受益者のクラスの説明¹³⁵⁾。

(2)保持期間

受託者は、保持情報を、信託の下に最終分配が行われた日から5年間保持しなければならず、一定の場合¹³⁶⁾を除き、その期間終了後に記録を削除し又は破棄しなければならない¹³⁷⁾。

(3)受託者に対する法執行機関からの開示請求

信託の受益所有者や、委託者からの文書により潜在的な受益者とされた個人についての情報は、法執行機関に対し、その指定された合理的期間内に提供されなければならない。Regulation 44(8) the Money Laundering, Terrorist Financing and Transfer of Funds(Information on the Payer) Regulations 2017には、この情報提供が要件に従い誠実になされたときは、民事責任は生じないと規定されている¹³⁸⁾。

6 罰則

登録すべき信託の受託者が期限内に登録又は更新しないときは、マネロン規

132) 信託に関連して受託者に法的、財政的又は税務上の助言を提供する者の氏名。

133) TRSM50020.

134) TRSM50020.

135) TRSM50020.

136) 制定法により保持するよう義務付けられるとき、裁判所での手続の目的のために保持する必要があるとき、受託者が法的手続の目的のために保持するべきと信じる合理的な理由があるとき、及び情報に関係する者が情報の保持に同意するときである (TRSM50030)。

137) TRSM50030.

138) TRSM50040.

則 2017 に基づく 5000 ポンドの罰金 (penalty) が科される¹³⁹⁾。

期限内に登録しなかったことについては、それが意図的なものでない限り、罰金は科されない。HMRC は、期限内に登録していない信託を認識した場合は、受託者に対し、警告書を発する。受託者は、その警告書を受け取ったときは、その時点で信託を登録しなければならず、警告書に記載された期限内に登録しなかった場合や、登録すべき責任を負わない理由を説明しなかった場合には、罰金が科されるおそれがある。たとえば、繰り返し警告を受けた後にもかかわらず信託を登録しなかったり、故意に不正確な登録をし、それを修正しないまま信託の情報を提供し続けたりする場合である¹⁴⁰⁾。

なお、受託者は、罰金に対し異議申立てをすることができる¹⁴¹⁾。

まとめに代えて

横文字を縦書きにただけの本稿であるが、筆者の誤読や誤解により、かなり傾いた縦書きになっているのではないかと恐れている。

今般、民事信託支援業務について法的裏付けを欠いた“礎”ができたときとされたり¹⁴²⁾、“名宛人を拘束しないガイドライン”という理解し難いルールが登場したりと¹⁴³⁾、“お山の王者ベルト”^{チャンピオン}の争奪戦が激しい。しかし、より厳しい目を向けるべきはその外にいる何者かである。そちらを注視することなく、内輪揉めばかりに精を出しているうちに、“お山”が無くなっていったということになりかねない。より高い目線で、かつより広い視野から、これからの民事信託が如何にあるべきか、その実務を如何に進めていかに集中するべきであろう。

そのような観点からのテーマの一つがマネロンリスク対応である。海外での取り組みに学びながらも、Trust 等の海外での類似の法的取極め (regal arrangement) とは異なる、日本の信託のためのマネロン対策が如何にあるべきかにつき更なる検討が求められることを指摘して筆を擱くこととする。

139) TRSM80010, TRSM80020.

140) TRSM80020. 更新期限を遵守しなかった場合の取扱いもほぼ同様である (TRSM80030)。

141) TRSM80010.

142) これに関しては、拙稿「司法書士による民事信託 (設定) 支援業務の法的根拠論の目的」市民と法 138 号 (2022 年) 84 頁以下を参照。

143) 民事信託設定業務を取り扱う際のガイドラインを策定するのは時期尚早という

のが私見であるが、同業務の留意点につき論じたものとして、拙稿「(連載) ここからはじめる! 民事信託実務入門」信託フォーラム 16号以下続刊がある。